

## 第2回鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会 議事録（概要）

日時 令和6年（2024年）8月20日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

場所 鎌倉生涯学習センター 第6集会室

出席 橋詰会長、亀山副会長、浅川委員、芝田委員、大道委員、保坂委員、奴田委員、波多辺委員、牧田委員、秦委員

（※橋詰会長、亀山副会長、奴田委員、秦委員以外は、オンライン出席）

<事務局>

環 境 部 加藤部長、不破次長

ごみ減量対策課 実方担当課長、中澤担当課長、高橋担当係長、皆葉担当係長、石井職員、園山職員、山田職員

傍 聴 者 なし

議 題 （1）第4次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画について

そ の 他 本審議会に「鎌倉市における戸別収集のあり方について」諮問を行いました。

**議 題 （1） 第4次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画について**

事務局から資料1-1～1-4、資料2について説明を行い、第4次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画について審議を行いました。

浅川委員：資料1-1の21ページの下表ですが、表題に1人1日当たりのごみの処理費とありますが、この金額は1日当たりではなくて、年間の経費とと思われますので、修正が必要かと思えます。

中澤課長：申し訳ございません。資料の誤植ですので、修正させていただきます。年間の処理費になります。

橋詰会長：資料1-1の2ページの下、鎌倉市総合計画の部分で、令和8年度からの新しい総合計画における人口推計が現在進められていると思いますが、数値はどの段階で使用できるのか教えていただきたいです。

中澤課長：人口の推計の部分は資料1-1の15ページになります。現在、総合計画の審議を進めています。例えば深沢地域の整備や、比較的規模の大きい共同住宅ができたことが予定されており、そのようなインパクトを加味した方が良いので

はないかという意見も審議会の中で上がっているようです。今直近で使えるものとして、企画課と調整して、7月5日の第3回鎌倉市総合計画審議会で使用した資料を引用しています。将来的に別のインパクトを考慮した数値を総合計画で使用するのであれば、連動して見直しをしていきます。

亀山委員：資料1-1の25ページの下、紙おむつや生ごみの資源化に関しては計画の見直しも必要な状況とありますが、どのような点で計画の見直しが必要なのか教えてください。費用面で、追加でコストがかかりそうな状況なのでしょうか。

中澤課長：昨年度、紙おむつは、栗田工業(株)・TOPPAN(株)と実証実験を行い、資源化の検討を行いました。洗濯機のような機械で、プラスチックやパルプに分解して、新たなリサイクルの可能性を検討しました。資源化自体は、保育園から回収し、ブロックとして資源化を行い、そのブロックを保育園に返す等、ストーリーとして綺麗な流れができましたが、過程で人的コストがかかる等、課題が見えた結果となりました。そのため、すぐに事業化に踏み込んでよいのか判断をしなければいけない状況になっています。パルプに関しても、建築用の資材として使用できないかなどの検討もありましたが、コスト面を検証し、先を考えた資源化という点で課題があると認識しています。

生ごみに関しまして、第3次基本計画では生ごみの堆肥化を考えていましたが、堆肥化施設は臭気の問題があるため、乾式メタン発酵等の他の技術も含めて、周辺住民の方と一緒に検討を行うこととなっています。費用面や設置した場合の周辺住民の納得感も踏まえて、計画を今一度見直す必要があるのではないかと考えているところです。

保坂委員：Renewableの話で、有料袋には25%のバイオマスプラスチックを使用するということでしたが、25%の割合は価格等を考慮した結果の主流の割合なのでしょうか。また、鎌倉市ではこれから導入されるのでしょうか。

中澤課長：鎌倉市では既に導入しています。導入の状況ですが、令和4年3月に環境省のガイドラインにおいて、総数43と比較的少ないですが、アンケート調査の結果が公表されています。そのうち、バイオマスの配合率について、10%程度の配合率の自治体が約67%、25%程度の配合率の自治体が10%、30%程度の配合率の自治体が2.3%とわずかになっている状況です。グリーン購入法における判断基準の1つにバイオマスプラスチック25%以上使用が定められていて、鎌倉市の有料袋についてはその基準を満たしています。

橋詰会長：最大でも30%、むしろ20%程度が多いということで、配合率が高いものが増加していると思っていましたが、あまり前と状況は変わっていませんね。

資料1-1の16ページ下の廃棄物部門のCO<sub>2</sub>排出量ですが、ごみが減少しても、プラスチックが増加すると、CO<sub>2</sub>排出量に影響してきます。神奈川県計画がありますが、プラスチックや温暖化対策については、温室効果ガスの排出量削減や

脱炭素化という言葉はありますが、詳細には記載されていません。鎌倉の計画で温暖化対策やプラスチック対策をどれほど意識するのかという点は考えた方が良いと思います。

亀山委員：温暖化対策に加えて、プラスチックそのものがマイクロプラスチック等として海洋ごみになることが問題であり、その観点から使用自体を減らすことが重要になっています。その点を廃棄物計画の中で記載するのかというところは、会長の提起された問題点に関わってくると思いますが、他部門で扱えないのであれば、計画の中に入れることが、一番スマートであると考えます。

秦委員：スケジュールについて、10月から半年間にかけてアンケート調査期間ですが、どのような形でやるのでしょうか、また意見公募が答申のすぐ前になりますが、どのような位置づけで行うのでしょうか。

中澤課長：参考資料6-1に第3次一般廃棄物処理基本計画策定時のアンケート内容が記載されています。世帯人数減少による家庭ごみ量の減少、マインドの変化、施策の御意見等を入れ込みながら、前回のアンケート内容を元に作成して、WEBと紙を用いて行いたいと考えています。

市民意見については、審議がある程度進行した段階で、計画素案を作成し、素案に対する市民や市に関係する事業者の方々の意見をいただく形になります。その中で反映可能なものを精査して、素案から案としてブラッシュアップをしていくような位置付けを考えています。

橋詰会長：資料1-1の27ページの基本理念についてゼロウェイスト鎌倉の実現を目指していくという理念の維持、及び更に発展させたRenewableの推進を追加するという点はいかがでしょう。

参加委員：了承

橋詰会長：資料1-1の9ページ、生活排水処理基本計画について、ごみの部分と比較して関心が薄いという点に問題意識を持っています。特に、普及率や合併浄化槽の増加等の整備面だけではなく、管理面の話があるということをお伝えします。令和6年1月に総務省が浄化槽の管理状態の悪さについて勧告を出していることを踏まえ、自治体も管理面について意識を持つ必要、計画の中にも入れる必要があると思います。

大道委員：生活排水の件ですが、七里ガ浜にある生活排水処理場における、施設の管理や建替えについてお聞きしたいと思います。排水処理能力が最近のものはとても良くなっているそうです。そのような現状の中で、人口だけが増加すると昔に建てられた処理施設では、処理能力を超えてしまうのではないかと危惧しています。また、以前の台風で下水管が破損し、現在も仮の状態であることを聞いています。様々な災害が多く発生していますので、今後この辺りも少し見直しがされるべきではないかと思いましたので、どのようにお考えなのかお聞きしたいです。

加藤部長：令和6年の3月まで下水道河川課におり、関連業務に携わっていましたので、お答えします。七里ガ浜浄化センターは、昭和47年に供用を開始して、現在52年です。建替えについては、敷地目一杯に施設を建てているため、非常に難しい状況です。現在の計画としては、鎌倉市は浄化センターが2カ所あり、もう一つの山崎浄化センターの方に排水を組み直していき、処理場の集約を目指すという計画をしています。また、汚水管が壊れて仮の状態であるというお話ですが、汚水管が壊れたわけではなく、134号線の護岸が壊れた際、護岸を直すためにそこにある汚水管の一時退避が必要となったため、現在退避中になっています。現在は、歩道上に仮の配管がありますが、地中に改めて戻すという事になっています。

## 報 告 (1) 戸別収集について

事務局から資料2について報告をした後、質疑応答を行いました。

牧田委員：1点目に少量排出事業所収集制度についてですが、規則改正は庁内調整中という事で詳細が分かりませんが、事前登録開始が令和6年10月からで、来年の先行地区については、あまり期間がないと思いますので、事業者に協力をさせていただけるように、個別にきめ細かく行う必要があると思います。内容が分かるようなものがあれば教えていただきたいです。

2点目ですが、収集事業者の選定についてということで、プレゼンテーションを実施して9月に収集事業者の選定がされますが、収集事業者は1者という理解でよいでしょうか。全市を対象としても、収集事業者は1者となるのでしょうか。

皆葉係長：まず少量排出事業所収集制度についてです。資料では、先行エリアの対象事業所への説明となっていますが、9月以降に各事業所に対して通知を行う予定です。その通知をもって、事業所に内容を確認してもらい、必要に応じて鎌倉市に問い合わせをってもらうという形にしていまして、少量排出事業所収集制度のリーフレットの作成を予定しています。鎌倉市のホームページにも内容を掲載予定としており、基本的にはこのような周知の中で、事前の登録をしていただく予定です。規則改正については現在調整中としていますが、すでに最終段階に入っています。8月中には、調整も終了予定ですので、9月にはすぐに周知にかかりたいと考えています。

続いて戸別収集の事業者の選定についてです。プロポーザルは鎌倉市を各地区・各エリアに分けます。またマンションの専用の収集ルートや、軽車両で収集する地区など6つのエリアに分けています。なお、6つにプラスして、令和7年度は先行地区のエリアがありますので、計7つのエリアでのプロポーザルを実施しています。この7つのプロポーザルは完全に分かれたプロポーザルになるので、複数参加可能です。また、7つのプロポーザルは、全く個別のプロポーザルに

なるので、1者に固定される場合も、複数者が7つのエリアを分けて受注する場合もあります。そのため、1者が請負うことを想定している訳ではなく、複数者が請負うことも想定している状況です。

牧田委員：少量排出事業所収集制度に関しては、事業者が手を挙げて登録する形ですので、元々家庭系ごみの排出で良いと思っているところを、きちんと事前登録をするモチベーションは、行政から積極的に働きかけていかなければ、スムーズにはいかないのではないかと少し懸念がありますので、お願いしたいと思います。

皆葉係長：少量排出事業所収集制度を実際に始めても、100%の少量排出事業者がこの制度の利用が行き渡ることは難しいと考えており、収集制度を実施していくにあたって、各個別の排出状況などを地区の指導員が見ますので、指導を入れながら今後の状況に合わせて対応していく等、ご心配いただいたところは必ず対応していきますのでよろしくをお願いします。

波多辺委員：少量排出事業所収集制度について、牧田委員が言われた通りだと私も思っています。そして、制度を設けていただきありがとうございます。鎌倉は一般家庭よりも遥かに少量しか排出しない事業者は非常に多くいます。そのような事業者は、家庭ごみと一緒にのカテゴリーで排出できると勘違いしている方も大変多く、その誤りをより周知してもらいたいですし、事業者には理解していただかないといけないと思います。商工会議所の会員は2,000以上おり、毎月発行している会報で周知を図ることも可能ですので、言っていただきたいと思います。また、市内にある27の商店街において、商店街で収集業者と契約を結んでいる所もありますが、全部が進んでいる訳ではないので、商店街に出向いていただき、説明会を開く等、希望があれば商店街連合会の事務局から声掛けをすることも可能です。私どもも、協力できる限りやりますので、連携しながらきちんと取り組んでいただきたいと思います。

皆葉係長：少量排出事業所収集制度の周知について、商工会議所の力は今後お借りしたく、会報での広報に係る予算を取っており、チラシと一緒に織り込んで広報活動していこうと考えています。また、今後の実施計画にも少量排出事業所収集制度については掲載していくとともに、状況を捉えて説明する機会を設けていきたいと考えています。事業系ごみを収集する事業者が集まる機会での説明会等、様々な説明の場を設けていきたいと考えていますので、引き続きよろしくをお願いします。

## 報 告 (2) ごみ処理基本計画アクションプログラムについて

事務局から資料3及び資料4について報告をした後、質疑応答を行いました。

牧田委員：鎌倉市では、9月に市民・スタートアップ企業などのごみ削減のアイデアを募集

するサーキュラーアワードを新たに構築したようですので、ごみ削減の施策として盛り込むと良いと思いました。

中澤課長：鎌倉サーキュラーアワードは、事業者のごみ減量・資源化の取り組みについて一定程度評価をして、積極的に取り組みを行っている事業者として認定するという制度になっています。認定委員として牧田委員も参加していただいておりますが、この取り組みは鎌倉市・慶應義塾大学・市内企業であるカヤックの3者で連携して行っているプロジェクトです。参加型の連携・事業所への啓発という観点から、具体的なアクションとして掲げることができると思っていますので、今年度のアクションプログラムについては議会の報告が済み、修正できない状態になっていますが、来年度アクションプログラムにおいて令和6年度実績を報告する際に盛り込んでいきたいと考えています。

牧田委員：理由づけの中に、ごみの具体的な量の削減を目指してということが書いてある訳ですから、周知を徹底して、連携をした形で全体としてごみの削減を目指していることを目に見えるような形にいただければと思います。

浅川委員：資料3のバックアップ協定締結のところで、6事業者と協定を結んだと書かれています。現状6事業者にはどの程度の量のバックアップが可能であるのか教えていただきたいです。

中澤課長：バックアップ協定先への搬出量ですが、鎌倉市の枠の確保や災害時に搬出が必要になることを考慮し、昨年度から少しずつ入れているような状況です。全体的な量は、6者との調整の中では、1社の受け入れ可能量は年間2,000tで、合計1万2,000tと現状は聞いています。今後、逗子市で焼却処理しきれないものに関して、近隣の他自治体とも交渉を行いますが、そこでも処理できない分に関して、民間事業者で焼却をする形になりますので、増減が当然発生してきます。ただ、民間の一般廃棄物を受け入れる事業者とはいえ、所在する自治体によっては、緊急の理由なのかという確認があったり、自治体に赴いての説明をしないといけない場合があったりするので、逗子市等の近隣自治体での処理を優先した上で、民間に出すという形を想定しています。

浅川委員：大規模修繕したとはいえ、故障等の発生もありうると思いますので、いざというときに処理ができる体制を作っていくことが重要であると思います。

そ の 他 事務局から次回の審議会の日程の説明を行いました。

<終了>